

《地域福祉部》

◎弘田委員長 次に、地域福祉部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

(総括説明)

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎弘田委員長 最初に、地域福祉政策課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 83 ページの福祉人材センター運営委託料と 85 ページの福祉・介護人材参入促進事業委託料がありますよね。これは求職者とマッチングをすることや求職するなどの事業やと思うんですけど、どんなに関連するのかと、成果はそれぞれどうですか。

◎神田地域福祉政策課長 福祉人材センターの委託料と 85 ページのもろもろの事業ですけれども、実態的には福祉人材センターで一体的に運営しているもので、基本的な経費については 83 ページの委託料で支出しつつ、御指摘のあった事業については、そこからさらにその機能を強化するために、民間の派遣会社からそれなりのマッチングのスキルを持った方をさらに派遣していただく事業です。そういった福祉人材センターの機能をさらに活性化させるための事業をあわせて行っておりまして、マッチング等の取り組みを行っている形になっています。実際の成果として、福祉人材センターで就職に結びつけた件数は平成 27 年度は 340 件となっております、平成 26 年度の倍以上にふえており、実績自体はかなり上がっている状況です。

◎米田委員 わかりました。それで、もう一つの福祉・介護人材参入促進事業委託料の成果も別にあるわけですか。

◎神田地域福祉政策課長 実態としては、先ほど御説明したとおり福祉人材センターの中で一体的に事業を行っているのです、今の就職実績 340 名と申し上げたもののうち、どちらの分が何人ということはないです。

◎米田委員 あと、後追いフォローされておれば定着の状況と、そして 340 名が就職されていますけれど、何人ぐらいが相談に来られて 340 名の方が実際に就職できたと見たらいいですか。もし数字的なものが残っていれば。

◎神田地域福祉政策課長 まず、後追いの状況ですけれども、ちょっと正確な数字までは把握していないんですけれども、福祉人材センターを通じて就職なさった方で、特に本当に続くかなと思う方については、就職した後も電話をして状況を聞くなりといったフォロー

一はやっています。

あと、どれだけ相談があったかについては、平成 27 年度の新規求職者数で申しますと、2,293 名の方が新たに登録してはいただいています。ただ、これはあくまで登録者数です。福祉人材センターは登録していただいた方にいろいろな求人情報などを提供するサービスも行っておりますので、厳密にマッチングをした方がこの 2,293 名というわけではありません。例えば専門学校生が登録して情報をもらっていることがあるんですけども、そういった方は、普通、専門学校を卒業するときに自分で就職先を見つけてくるケースが多いので、マッチングの対象にはなっていないこともあります。

ただ、一応登録して、福祉人材センター等から情報提供などのサービスをしている新規の方が約 2,300 名になっています。

◎米田委員 最後に、私たちの身の回りにもたくさんヘルパーや介護の人がいて、条件が悪くて次のところへ行きたいとか、それから在宅のホームヘルパーへ行くにも自分が車を持っていないと雇ってもらえない。そういった大変な中で、少しでも条件のいいところという思いもあって、ここを紹介したこともあるんです。

そういう人がたくさんいるし、実際にヘルパーなどを求人している事業所もたくさんありますので、ぜひこの福祉人材センターがそういう役割を担えるように、もっと何かいろいろな工夫やPRもしながらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎上田（貢）委員 高知県立大学の介護福祉学科や社会福祉学科の新卒者を、ある一定県が採用されていると思うんですけども、現場の経験がないのに特養や障害者施設の指導をしているのはどうかなと。三、四年は民間で経験した方のほうが望ましいんじゃないかという気がするんですけども、経験者を募集することを考えたことはないのでしょうか。

◎神田地域福祉政策課長 御指摘の件の民間企業とは、福祉業界以外の企業でしょうか。

◎上田（貢）委員 違います。福祉業界の現場で二、三年経験してから就職する形にしないと、現場がわからん者がいろいろ指導するのはどうなのかと言っているんです。

◎門田地域福祉部長 確かにそういう面はありますけれど、そこは就職していただいて、その事業所なりでそういう人材を育成していただく形でぜひお願いしたいと思います。また、福祉人材センターは、先ほど米田委員がおっしゃったように転職希望の方もいらっしゃいますので、そういう経験を積んで、なお、ステップアップする形で登録する方もおられます。ただ、新卒者については、やはりそれぞれの事業所で人材育成の部分を担当していただきたいと思いますし、こちら側としても今後のステップアップのための手段などの部分については、支援してまいりたいと考えております。

◎橋本委員 生活福祉資金貸付事業費補助金に関してですけれども、福祉資金や教育、総合支援などいろいろな状況があると思うんですけども、ただ、この資金を借りる人は非常に生活に困窮して厳しい状態に置かれています。私も何回か相談を受けて、このことに

対してお話しした経過もあるんですが、審査にスピード感がないと感じています。もう少しスピード感を持った対応ができないものなのか。今、多分事案がいろいろな形で上がってきていると思いますが、結局は審査が長引いて、もういやという感じになっている方がかなりいると思うんです。その辺の実態はどうでしょうか。

◎**神田地域福祉政策課長** 生活福祉資金の貸し付けに関しては、国からの方針もあるんですけども、しっかり確認すべしということにはなっております。貸付金は裏を返せば借金ですので、やはり返済の見込みです。今確かに一時的に困窮はしているけれども、この貸付金を受ければ生活を立て直して将来的には収入を得て返せることが、この制度自体の前提になっており、見込みがあるのかはしっかり確認するように業務を進めているところです。確認する手続の時間は当然できる限り短縮すべきですので、現状の考え方の中でさらに迅速化できないかについては、実際の事務を行っている県社協、市町村社協とも相談して、検討してみたいと思いますけれども、一定手間がかかるのはそういった事情によるものです。

◎**橋本委員** 借金ですので債権化してしまうものですから、そういう審査は当然重要になってきます。ただ、市町村社協と県社協とのタイムラグがずっとあって、なかなかスムーズにいかない面があると思っております、その辺の改善をぜひともお願いしたいと思います。

それから、本当に困窮されている方に対して貸し付けるお金ですので、実際問題としてそのお金が返ってきているかどうかはわかりません。状況からいうと、幾ら審査しても、なかなかそのとおりいかない返済状況はあると思いますので、その辺も含めて、できるだけスピード感を持って審査をスムーズに行える指導をぜひお願いしたい。これは要請です。

◎**弘田委員長** ほかにございませんか。

(なし)

◎**弘田委員長** 質疑を終わります。

以上で、地域福祉政策課を終わります。

〈高齢者福祉課〉

◎**弘田委員長** 次に、高齢者福祉課について行います。

(執行部の説明)

◎**弘田委員長** 質疑を行います。

◎**米田委員** 87 ページの上から三つ目の住宅等改造支援事業費補助金は、介護保険対象外の制度やなかったですか。

◎**中村高齢者福祉課長** この補助金については、介護保険事業以外で実施する際に補助をしているものです。

◎**米田委員** それで、市町村が事業主体で、実施している市町村が 20 しかない。介護保険

制度の認定を受ける前にも住宅を改造して生活が維持できる非常に大事な制度で、県独自でやりゆうと思うんですけど、どうして全部の市町村に広がらんのか。それと、件数が60件ぐらいです。必要な人はおると思うので、もっとPRしていただきたい。そこら辺をどんなふうに改善、拡充していくのか。

◎中村高齢者福祉課長 昨年度は、対象を一般の要支援等の認定を受けていない高齢者のみの世帯等についても補助対象としました。その結果、実績としては平成26年度よりふえて60件になっております。また、実施していない市町村にお話等をお伺いしたところ、対象者が市町村の中にいっしょにいないといったこともあります。あわせて、今後とも、各市町村には利用に向けてPRしてまいりたいと考えております。

◎米田委員 ぜひPRしていただきたいと思います。あと14の市町村が、要支援などの認定を受けていなくても住宅改造が必要といった一人一人の状況までつかんでいるようには思えません。せっかくの制度なので、ぜひ利用者、住民の立場に立って活用できるようにPRしてもらいたい。それと、これは高知市もやっていませんよね。ここが大きいと思うんですが、高知市は中核市ですけど、もし制度としてやれば対象になりますか。

◎中村高齢者福祉課長 対象外だったと認識しております。

◎米田委員 なお、検討していただきたいと思います。それと、いつも言われる特別養護老人ホームの入所待機状況の一番新しいのがわかれば。いつも10月にやっていますか。1月だったか。

◎中村高齢者福祉課長 これまで10月末現在の待機者数を公表してまいりましたけれども、今年度については厚生労働省の調査の時期が4月1日現在に変更になっております。平成28年4月1日現在の待機者数としては2,584名になっております。今回の調査は今までの調査と少し調査方法が異なっております、その中でより緊急性の高い方の数を調査しているんですけども、それが463名になっております。

また、その中で、特に私どもとしては対応を急がなければいけないと考えている在宅での待機者が494名いらっしゃいます。そのうちの緊急性が高い方が116名です。

2,584名のうちの緊急性が高い方は463名です。待機場所として、今どちらで待機されているかという区分については、在宅で待たれている方が494名、そのうち緊急性が高い方が116名です。私どもとしては、その緊急性が高い116名に対して、施設整備等も確実に進めていきたいと考えております。

◎米田委員 それにしても、県内で463名が緊急性のある人で、そのうち在宅の人は116名やから、とにかくこの人たちの居を構えようということ。しかし、残されたあと三百何名の方も老健などのいろいろなところにおる人で緊急性があるわけで、いずれにしても116名について急ぎながらも、この463名の対処が問われます。見通しはどのようにでしょうか。

◎中村高齢者福祉課長 平成27年度から平成29年度を計画期間としている第6期の介護

保険事業支援計画の中で、特別養護老人ホームについては164床、それから老人保健施設等については196床、合計で360床を整備する計画としております。この待機者数についてはあくまでも4月1日現在で、数字的には刻々と変わってくるものですが、そのあたりの施設整備を確実に行って、待機者についても解消するように努めてまいりたいと思います。

◎米田委員 大変ですが、ぜひよろしくをお願いします。

◎弘田委員長 ほかにございませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、高齢者福祉課を終わります。

〈障害保健福祉課〉

◎弘田委員長 次に、障害保健福祉課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 総論的に大枠になるんですが、基本的に障害者への対応は自立支援を促すのが一番大事なことだと思っています。実際問題として、今自立支援法の中で障害者サービス事業が展開されているんですが、実際にそういうサービス事業において、自立していくケースはかなりあるんですか。

◎梅森障害保健福祉課長 障害者自立支援法から障害者総合支援法に法律が変わってきておりますが、総合的に障害のある方が社会参加をするなどの部分の中で、最初はいろいろな福祉サービスなどを使うことを経ながら、就労支援などの部分を抱き合わせて当課で担当しております。それぞれの方々の状況をお聞きしながらニーズに合った形の福祉サービスを進めているところです。

◎橋本委員 障害者が自立していく一つの前提において、今、障害があっても自立ができない状態は、要はお父さんやお母さんなどの保護者がいることで、その障害者の皆さんの生活がある程度成り立っているところがあるんです。それで、一番不安に感じているのは、お父さんやお母さんは年をとっていきますし、その障害を持った方より先に亡くなってしまう状況があっても、じゃあそれから一人でどうやっていくのかといった受け入れ態勢の整備がまだまだおこなわれているように感じているんですが、その辺はいかがですか。

◎梅森障害保健福祉課長 特別支援学校などを卒業されて施設で働ける方については、先ほども説明で申し上げたようにグループホームなども整備して、職場に近いグループホームなどに住みながら働いていただく。グループホームで一定自信がついて、B型事業所でお勤めだった方がA型になったり一般就労されたら、アパートへ引っ越すといった部分にステップアップしていただくことも応援しております。障害の程度が重くて働けない方に

については、若干定数の問題がありますけれども入所施設があります。そうした働ける方についてはいろいろな御相談に応じながら、地域地域でそういう部分で応援できる形の仕組みを少しずつ進めているところです。

◎橋本委員 最後に、いろいろな仕組み、制度が障害者の皆さんのために用意されているんですが、実際問題としてそれを権利として使うことを障害者の皆さんに対してきちんと広報できているのかどうか、非常に心配するところがあります。実際、私の田舎へ行くと旧態依然のものの考え方があって、自分のそういう子を外に出したくないといったことが往々にしてあるんです。だから、そういう状況では、幾らいい形が整ったとしてもきちんと説明していく、情報を入れていかなければ、まだまだこれを利用されていない方はたくさんいると思うんです。そういう方に対して、きちんと向き合う仕組みづくりを市町村を通じてでもぜひともやっていただきたいと思います。

待っていたら来るだろうと思っていても、絶対来ないです。行かなきゃ来ないです。だから、窓口はあって相談に来てくださいと言ってもなかなか来ないのが現実なので、訪宅がいいのか悪いのかわかりませんが、こういう仕組みがあります、こういう制度があります、こういう形で考えていますと、しっかり伝えることをお願いしておきたいと思います。

◎金岡委員 地域人づくり障害者就労支援事業になるのかはわからないんですけれども、パニック障害の方でしたが、その方が一般就労されました。そうした中で、やっぱりいろいろ問題があって事業所としては受け入れられなくなるんです。そうした場合に何らかの支援があれば、端的に言えば、別枠でその人を雇用するだけのお金があれば雇用できるわけです。ところが、そういうものがなかったんで、結局その方は家に帰られてしまって、もちろん今は就労されていません。

だから、何か事業所と当事者両方をフォローできるシステムがあれば、かなり就労できる方がいらっしゃるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

◎小松障害保健福祉課企画監 まず、地域人づくり事業について御質問にお答えいたします。障害者施設では職員の早期離職等が結構ありますので、そういったことに対応をするために、雇用基金を使って人材育成の研修をすることや、この基金事業で新たに雇用して、事業が終わった後にその方を正式に雇用するといった仕組みを支援したものです。

御質問のあった障害がある方がお仕事につかれて不調になってやめざるを得なくなった事例に関しては、全てのハローワークに障害者の専門の窓口があります。そちらで障害があることをお申し出いただきましたら、障害者就業・生活支援センターが県内の5カ所に配置されており、職員が一緒になって企業と御本人の間の調整をさせていただく役割を担っております。ただ、まだ全ての障害者の方にこういった仕組みがあることがしっかりと伝わっていませんので、そこはもう少し力を入れてお伝えして、障害がある方がお仕事をすることはさまざまな制度がありますので、活用していただいて雇用を継続していただ

るようにしていきたいと思います。

◎弘田委員長 ほかにございませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、障害保健福祉課を終わります。

◎弘田委員長 ここで、休憩したいと思います。再開は午後3時5分といたします。

(休憩 14時52分～15時3分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈児童家庭課〉

◎弘田委員長 次に、児童家庭課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎依光委員 細かい話ですけれど、児童相談システム運用保守等委託料が652万円ほどあったんですが、このシステムはどういったものなのか。児童相談所内の情報共有をするものなのか、その辺を教えてください。

◎山本児童家庭課長 地域福祉部のインデックスがついている資料の児童家庭課の2ページをお願いします。こちらに児童相談システム運用保守等委託料がありまして、先ほど委員がおっしゃったように、ケースの情報共有や進行管理などのために情報や記録などを入れて、それについて各自がパスワードを入力して見られるシステムになっております。

◎依光委員 児童虐待案件とか情報共有が必要なものを共有するのかなと思いますが、その中で、例えば学校や警察、市町村などに情報がうまくいっているのかというところもあります。これは県庁内だけのシステムでしょうか。

◎山本児童家庭課長 県庁内です。中身については、児童相談所と児童家庭課で確認できるような形になっております。

◎依光委員 さらに細かいですが、何か保護者負担金というお金のやりとりもあるように見えるんですけど、どういうものですか。

◎山本児童家庭課長 毎月、収入によって保護者からいただく金額を計算しないといけません。それについては児童相談所でやる場合も児童家庭課でやる場合もありますけれども、情報を共有する形になっております。

◎依光委員 最後に、情報共有でシステムがあること自体も私も勉強不足でちゃんと知らなかったところですが、ケース情報をどうやって共有するかは、多分これからいろいろところでやっていかんといかんと思います。このシステム自体をよそに広げることは

ないかもしれんですけど、このシステムから印刷したものを渡すのかどうかはわかりませんが、最新情報をうまく伝えられる仕組みになってほしいと思います。その辺の今のやりとりはいかがですか。

◎山本児童家庭課長 このシステムをすぐに各学校や警察と共有するのはまだ難しいと思っています。それで、共有したときには、その情報の保護についても関係機関と調整しながらやっていきたいと思っています。あと、個別のケースについては、月に1回、警察と児童相談所で、この情報なども持ち寄って共有はさせていただいております。

◎依光委員 もうやっていただいているようなのでいいですが、正確なシステムがあるので、ある意味スピード感が必要なタイミングもあるかと思いますが、よろしくお願ひします。

◎橋本委員 児童措置委託料に関するのですが、昨年度、県が家庭的養護推進計画を策定しました。これは15年間の計画で前期・中期・後期に区分して、平成27年度から前期分の5年が始まりました。高知県の場合、この計画の中心は基本的にできるだけ家庭的な養護になっていると思うんです。その家庭的な養護とは、できるだけ施設などではなく里親などの本当に家庭的な形に戻そうとしていると見させていただきました。

逆に言うと、その里親率は、多分高知県は全国最下位をずっと推移していると思います。基本的にはその背景はあると思います。施設が充足し過ぎて、そういう形が遅々として進まない。しかし、今からこの計画によって里親のほうに戻していこうという状況があって、その目標はこれに書いていますからわかるんですが、今も多分動いているとは思いますが、具体的にどういう形で進めていくのか。

◎山本児童家庭課長 国は、平成41年までに里親を中心とした家庭的養護もしくは家庭養護と、中間的なグループホーム的なところ、あと本体施設を大体3分の1ずつにすることを目標としております。県もそれを目指して、平成41年度までとして計画は立てているところです。1年前のデータですけど、里親率が12.3%になっております。多くの方に里親になっていただくために研修や啓発を積極的にしなければいけないということで、県から社会福祉法人に委託して、里親の啓発等の事業をことしから構えたところです。そういったものも使いながら、徐々に里親をふやしていきたいと思っています。あと、児童福祉法の改正で、児童相談所の里親支援の業務の強化もうたわれておりますので、それも踏まえて、これから積極的に取り組んでいきたいと思っています。

◎橋本委員 ぜひとも積極的に取り組んでほしいんですが、施設に入っている者を里親にかえていく、もしくはファミリーホームに移していくとなると、施設解体が始まらなければならないと思います。現状で幡多に若草園という施設があるんですが、そこには多分40人ぐらいが入っていると思います。そこを解体することは、そこで就労している方々はどうなるのかとの思いがあります。

新しく里親やファミリーホームをやってくれる方々を物色すると同時に、そういう今までの施設形態をどう考えているのかがちょっとわからないんです。妙にこの計画とアンバランスな感じがしてならないんですが、その辺をどう考えているのか。

◎**門田地域福祉部長** 昨年度策定した計画では、本県の場合は施設もバランスのとれた形で、先ほど言った国の目標値まで届かない目標設定になっております。やはり施設での養護も大事なことで、今のところ両方のバランスをとっていける形の計画にしております。ただ、それでも里親の率が低いので、先ほど課長が申し上げたように、ことしも各地域で里親になる人のための研修は実施しております。今の状況はそういう形で、施設をなくして里親へという形の計画までにはまだなっていない状況です。

◎**橋本委員** 少子化の関係で、そういう養護される児童が減っていることは数字の中でも明らかです。例えば、現実に今預かっている児童を間引く。言い方は悪いんですけど、そこから間引いてしまうのか、施設は既存の形で置いておいて、新しく形を整えていくのか。でも、パイは減ってきているわけですから、その辺のバランス感覚が妙に読み取れません。今、部長が言っていることはよくわかるんですけども、じゃあどうやってやるのか懸念を持っています。

◎**門田地域福祉部長** 先ほどおっしゃったように、児童の数自体は減っておりますので、施設についてもどうしていくかを検討しなければならない時期は来ると思っておりますので、そこは慎重に検討していきたいと考えています。

◎**米田委員** 96 ページの下から四つ目のひとり親家庭の実態調査は、どういう対象、規模でやられているのか。

◎**山本児童家庭課長** ひとり親家庭の実態調査については、母子世帯が 1,118 世帯、父子世帯が 632 世帯の県内で 1,750 世帯から回答をいただき、それをもとに各種分析をしているところです。

◎**米田委員** 送っているか対面かはよくわかりませんが、それはひとり親の医療費の助成事業の対象者に送られているのか。それ以外に何か台帳みたいなものがあるんですか。

◎**山本児童家庭課長** 母子家庭については、県から市町村に照会して、市町村から住民基本台帳をベースにして、無作為抽出で 3,000 世帯に郵送させていただき、郵送で回答いただく形をとらせていただいております。あと、父子世帯については数が少ないこともあり、去年の 6 月 1 日現在で県内に居住する住民基本台帳上で父子世帯と思われる全ての世帯を対象として、同じように郵送での形でやらせていただきました。父子世帯については 1,906 世帯に郵送して、632 世帯から回答がありました。

◎**米田委員** 十分施策に生かしてくれちゃうと思うけれど、父子も母子も含めたひとり親家庭のそれぞれのニーズや実態が明らかになって、それを県政全般の施策に反映できてい

るということですか。何年かに1回送られているのかを含めて教えてください。

◎**山本児童家庭課長** ひとり親家庭の5カ年計画があり、それが今年度で終わります。昨年度のこの実態調査の内容、あと、いろいろな課題や見えてきたものを反映させて、次期計画をつくっていきたいと考えております。

◎**米田委員** その計画は平成28年度中にできるのでしょうか。

◎**山本児童家庭課長** 今年度中に作成します。

◎**米田委員** もう一つ、ちょっと上の真ん中あたりにある乳児家庭全戸訪問等事業をされていることは非常に大事なことで、児童虐待も含めた観点からやられていると思うんですけど、その効果というか成果と、多分市町村が分担してやっているから回る側もなかなか大変だと思うんですけど、そういう体制も含めて、どんなふうに取り組まれているのか。

◎**山本児童家庭課長** 地域福祉部の児童家庭課のインデックスの6ページをお願いします。こちらに乳児家庭全戸訪問等事業費補助金として、高知市ほか19市町村に助成する形になっております。それで、内訳としては、乳児家庭の全戸訪問は19市町村で実施されております。あと療育支援訪問事業は14市町村、子育ての短期支援・ショートステイは9市町村、地域のネットワーク機能強化事業は5市町村です。幾つかのメニューをとっておるところもありますので、合わせて20の市町村で実施していただいています。

◎**米田委員** そうしたら、対象となる乳児がいる世帯は全て訪問しているんですか。

◎**山本児童家庭課長** この乳児家庭全戸訪問等事業については、そういう事業メニューです。

◎**米田委員** いろいろ困難を抱えている家庭については年に何回か回ったりサポートしていかんといきませんよね。目的はそういうことですから。そういうことをやっていくのに県と市町村が密に連携してやらんといかんわけで、そこで家を訪問するだけではなくて、あとはどのような取り組みをされているんですか。

◎**門田地域福祉部長** 高知市は助産師を雇って訪問していますので、その情報が母子保健や児童福祉へきちんとつながるような形でやって、今、県が力を入れている母子保健と児童福祉との連携強化の部分でしっかりと地域も含めて見守っていく形でのつながり方を目指してやっております。

なお、19市町村になっておりますけれども、母子保健のほうでしっかり訪問しておりますので、その他の市町村が訪問していないわけではありません。全てのところで母子保健の訪問をしておりますので、母子保健と児童福祉の連携の中でしっかり見守っていく体制をつくっていきたいと考えています。

◎**米田委員** ただ、ここの児童家庭課の項目は、児童虐待を防止するというメインの目的があって、両側面からやっていかんといけませんけれど。市町村も継続的に回るのは大変

だと思うんで、そこら辺は十分支援もしながら一致協力して、ぜひ所期の目標が達成できるように頑張ってください。

◎**金岡委員** 里親制度でしょうか、問題児を何名かお預かりして学校へ通わせておる方がいらっしゃるんですけど、その方はどういう補助金や事業に該当しているのでしょうか。

◎**山本児童家庭課長** 子供を預かるのはどういった形でしょうか。

◎**金岡委員** 里親になるんですかね。いわゆる個人の家庭でいろいろ問題行動のあった子供たちや、その家庭では住めなくなっているのでしょうか、何か、親御さんがそこへ預けて学校へ通わせていることがあるんです。

◎**山本児童家庭課長** それが、その預かった方と預けた親御さんの間だけの個人同士のことであれば何とも言えません。公的な児童相談所などが関与していて、この子供さんであればこうしたほうがいいといったものの中の話であれば、里親になっていただかないといけませんけど養育里親であるとか、あとファミリーホーム的なもっと大人数のところがあります。

◎**金岡委員** 私が申し上げたのは、要するに、暴力事件を起こすようなお子さんを預かっておる方で非常に大変です。そういう方がいらっしゃいますんで、そこら辺にも支援の手が要るんじゃないかと思ったから、ちょっと聞かせてもらったんですけど。

◎**山本児童家庭課長** そういったケースについては、児童相談所にお話を通していただくほうが児童相談所も積極的な支援もできますので、そのあたりをその方にお話ししていただけたらと思います。

◎**弘田委員長** 質疑を終わります。

以上で、児童家庭課を終わります。

〈少子対策課〉

◎**弘田委員長** 次に、少子対策課について行います。

(執行部の説明)

◎**弘田委員長** 質疑を行います。

◎**桑名委員** ファイルとじの資料の5ページに結婚応援冊子作成委託料とライフプランセミナー開催等委託料があるんですが、内容としては、上は冊子をつくることで、下はセミナーを開催することと冊子を作成すると、これは二つに分かれています。両方を読んでいるんでわからないんですが、県はいろいろなことをやって、さまざまなパンフレットをつくるんですが、一つにまとめたらもっとわかりやすくなると思います。両方のパンフレットの違いを教えていただければと思います。

◎**猪野少子対策課長** 結婚応援冊子は、いわゆる結婚、家族とはこんなにいいとか夫婦とはこんなにいいといったものを載せた本になります。ライフプランセミナーのほうは、いわゆる人生設計というところもありますので、医学的な知識などを含めたものになってま

いますので、ちょっと違います。

◎桑名委員 ただ、結婚、出産して家族を持つんだったら一つにまとまるんじゃないかと思うし、そのライフプランセミナーは大事な医学的なことも書くと思うんですけども、この結婚応援で結婚や家族がいいですと載せるのは、子供向けだったらまだしも、大人にそんな冊子が要るのかなというところもあります。そんな時代になっているかもしれないですけども、それは医学的などころの前段に結婚がいいとか家族ってこんなもんですよとつけ加えれば1冊にまとまる気もするんですけど、そんなもんじゃないんですかね。本自体を見ていないのでわからないんですけど。

◎猪野少子対策課長 そういった総合的につくることも可能ではあると思います。ただ、平成27年度はそれぞれライフプランを受講される方に持っていただくということで、その部分は分けてやっております。

◎桑名委員 いろいろつくるのはいいと思うんですけど、まとまるものはまとめていったらいいじゃないかと思います。御提言しておきます。

◎弘田委員長 ほかにございませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、少子対策課を終わります。

〈福祉指導課〉

◎弘田委員長 次に、福祉指導課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 生活困窮者自立支援事業委託料のうち、16の町村社協に委託して生活困窮者に対して相談支援を行っていますが、それは何件なのか。それから生活困窮者からの早期脱却を図って何件成果を上げたのか。それから県社協については、相談支援を行った件数をお願いします。

◎矢野福祉指導課長 まず、生活困窮者自立支援事業のうちの町村社協に委託した自立相談支援事業の部分になりますが、23町村分の合計で1,162件の相談件数がありました。そのうち、先ほど申し上げたとおり、プランをつくって支援を行いますので、その支援を行ったプランの数が48件になります。正直に申し上げて、この48件の支援がどこまでうまくいったのかはなかなか把握が難しく、統計的にそこまで詰め切って押さえていないのが実態です。その内容については、生活が苦しいであるとか、あと家族の介護の問題であるとか、あとひきこもりの子供がいるとか、さまざまな内容になっています。

それから、県社協の相談件数ですけども、就労準備支援事業の相談件数が72件、家計相談支援の相談件数は27件になっております。

◎橋本委員 町村社協に5,600万円近いお金で委託契約して、相談件数は1,162件ですが、実際に結果として出てきたプランが48件で、これを割ってしまうと1件につき120万円になっちゃうんですね。それがどうなのかは私自身もまだわかりませんが、それぐらいかけて1件1件を大事にしていることはよくわかるんですが、これに対してどういうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

◎矢野福祉指導課長 自立相談支援事業そのものが、生活に困っている方々の相談を総合的にワンストップで受け付けて、その方にふさわしい支援に結びつけていく制度のもとでやられておるものですので、先ほど申し上げた48件は、直接自立相談支援員が支援するためにつくったプランの件数です。これ以外にも、例えば日々の生活費にも困っている方についてはまず生活保護につなぐ必要がありますので、生活保護におつなぎします。そういったことで、支援プラン以外にも結果的にさまざまなほかの制度へつないで支援に結びつけていることが多々ありますので、必ずしもその支援プランだけで評価できるものではないと考えております。

◎橋本委員 BバイCではかるつもりはないんですが、このプランをつくりながらケースワーカー的な仕事も担っていると解釈してよろしいでしょうか。

◎矢野福祉指導課長 この事業で重要なのは、いわゆる伴走型支援と言われておりまして、単にほかの制度を使って支援につなぎっ放しではなくて、その支援がうまくいっているかどうか、常に御本人ともお会いして確認するようになっておりますので、おっしゃるとおり、いわゆるケースワーカー的な業務になっていると言えるかと思えます。

◎上田（貢）委員 先日、ある企業に視察に行ってきました。この前の委員会でも少し御紹介させてもらったんですが、IT企業で3,400人の社員のうちの1,200人がいわゆる生活保護受給者やDV被害者、ひきこもり、障害者です。結局、彼らが社会とつながって働けるようにすることが国や地域にとってもいいこととして17年間やっている企業ですが、ちゃんと黒字でやっている企業です。そこがすごいと思ったのは、川崎市と提携していて、行政が生活保護の方に仕事を与えることは難しいので、そこが3年契約で多くの方を雇うわけです。それでどうなったかということ、川崎市は6,000億円の税収のうちの600億円が生活保護で消えていたものが、その企業が雇うことによって生活保護費が2億円削減できて、3億円の給料と2,400万円の税収にかわったそうです。この川崎市がモデルになって、今その企業は15の市町村と提携してやっています。

高知県は非常に保護率が高いほうなんで、例えば高知県にそういう企業があったらいいですけども多分ないと思うんで、そういうところと手を組んでやることを考えてみてはどうでしょうか。

◎矢野福祉指導課長 確かに本県は保護率が高いですけども、それぞれ都道府県ごとの特性がありまして、都市部との最大の違いは、うちの場合とはとにかく高齢者の世帯が非常

に多い形になっています。したがって、実は、今後保護率が減少するかどうかは非常に微妙なところですが、今後人口そのものが減っていく中で、高齢者がどんどんふえていくのが現状だと思いますので、そうしたときに低所得の高齢者が生活保護に陥る場合が非常に多くなっていく。そうすると、高齢者の方々は直接就労に結びつけて自立させるのは非常に難しい。本県の生活保護の場合でも、20代から40代ぐらいの若い世代で仕事ができる方については、就労支援の施策を別に力を入れてやっております。先ほど委員がおっしゃった事例については、そもそもそういう企業が本県には恐らくないと承知しておりますし、ちょっと難しいのが現状じゃないかと考えております。

◎上田（貢）委員 確かに都会と高知では随分違ってくると思います。ただ、県や市が、そういう解決策を持っているところと手を組むのはこれから大事なことだと思うので、そういう意味では参考にしていただければと思います。

◎金岡委員 同じような話ですけれども、いわゆる生活保護を受けている方の就労支援は、具体的にどんなことをやっていますか。

◎矢野福祉指導課長 生活保護の場合はそれぞれのケースワーカーという担当者がおりまして、その担当者が基本的にそれぞれのケースを抱えて、それぞれの自立支援を指導、支援していく形になります。それに就労支援の部分を手厚くするために、各市や県も、非常勤職員にはなるんですけれども、就労支援員という就労支援のための特別な職員をそれぞれの事務所に構えております。その職員がハローワークとタイアップすることによって、個々に応じたふさわしい仕事を紹介して就労に結びつけていくことを、今、力を入れてやっています。

◎金岡委員 なぜこんなことを聞くかという、全く見えないんですね。私の周りにも生活保護で生活をしている若い方がたくさんいらっしゃいます。そうした中で、随分私自身がかかわった者もおります。そうしたときに、一生懸命仕事させておるところで生活保護費を払われると、もう仕事をしなくなるんです。それから全く仕事をしない状況があります。そして、就労支援というか、こんな仕事をしてみたらと言ったら、多分仕事はできると思います。でも、あそこが痛い、ここが痛いなどと理由をつけて、もう一切働きません。

ですから、何らかの形で外へ出して、単純にいうと草むしりでもやってもらうところから始めていかないと、なかなか仕事につかないと思います。そういうところが見えないと申し上げているんですが、もう1回お願いします。

◎矢野福祉指導課長 確かにおっしゃるとおり、就労支援は非常に難しいです。まず、本人に仕事をする気がないとだめなので、いかにその仕事へのやる気を持たせるかが非常に難しい。これはもう事実です。そこは根気よく本人と接する中でやっていくしかないと考えておりまして、実際そのとおりにやっております。

ちなみに、平成 27 年度の就労支援の被保護者に対する実績ですけれども、被保護者就労支援事業がありまして、この事業に参加した数が町村分で 157 名になっております。そのうち 66 名の方が新たに就労あるいは増収を実現しておりまして、さらにそのうちの 20 名の方が生活保護の廃止、自立につながっております。

といったことで、なかなか大多数まではいきませんが、確実に実績も上げておりますので、今後、地道にそういった実績を上げていく方向で努めたいと考えております。

◎**金岡委員** ぜひとも一生懸命やっていただきたいと思います。

◎**弘田委員長** ほかに。

(な し)

◎**弘田委員長** 質疑を終わります。

以上で、福祉指導課を終わります。

これで、地域福祉部を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は 11 月 4 日金曜日に開催し、農業振興部、警察本部の決算審査を行います。開会時刻は午前 10 時といたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(16 時 5 分閉会)